

保存期間：10年

|    |   |
|----|---|
| 資料 | 2 |
|----|---|

# 裁 決 事 例

|                           | 頁 |
|---------------------------|---|
| (1) 所得税（所得控除）事例           | 1 |
| (2) 法人税（移転価格課税）事例         | 3 |
| (3) 相続税（死因贈与による財産取得の有無）事例 | 6 |
| (4) 所得税（経済的利益の収入すべき時期）事例  | 9 |

## (1) 所得税（所得控除）事例

### 〔概要〕

美容業を営む者が税務調査の際に帳簿書類を提示しなかったことから、推計課税により、平成14～16年分の所得税について更正処分等が行われたところ、推計課税で課税することのほか、寡婦控除の適用が争われた事例

### 〔請求人の主張〕

請求人は、戸籍法上婚姻はしていないが事実婚をして離婚している。所得税法第2条が規定する寡婦の定義には戸籍法のことは書かれておらず、また、母子法、生活保護法には事実婚を認める規定もあるから、所得税法においても寡婦控除は認められるべきである。

### 〔原処分庁の主張〕

所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦とは、夫と死別し若しくは離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者等である旨規定されており、ここで、「夫」とは民法で規定する配偶者を指すものと解されている。請求人は、夫と死別又は離婚等の事実がないことから、寡婦に該当しない。

### 〔審判所の判断〕

所得税法第2条《定義》第1項第30号において、「夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者」、あるいは「夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者」に該当することが「寡婦」たる要件の一つとされているところ、ここでいう「夫」の意義については、所得税法及び租税特別措置法において格別の定義規定が設けられていないことからすれば、身分法の基本法たる民法が定める婚姻関係（以下「法律婚」という。）にある男子を意味するものと解するのが相当で

ある。

また、母子及び寡婦福祉法第6条第1項及び生活保護法による保護の実施要領には、事実婚の配偶者を法律婚の配偶者と同様に取り扱うものとする旨が定められているが、これらは、事実婚と法律婚とを同様に取り扱うこととする特別の定めであるから、それらの定めが存在することをもって、請求人が主張するように解することはできない。

## (2) 法人税（移転価格課税）事例

### 〔概要〕

海外子会社から〇〇用器具を購入する審査請求人の取引について移転価格税制を適用し、当該取引は利益分割法により算定した独立企業間価格で行われたものとみなされるとしてされた更正処分等は適法であるとした事例

### 〔請求人の主張〕

租税特別措置法施行令第39条の12第8項に規定する利益分割法は、事業活動の成果である所得、すなわち純資産の増加を対象にして独立企業間価格を算定する方法であり、租税特別措置法関係通達66の4(4)－1も、利益分割法における分割の対象は営業利益であると定めているところ、原処分は、純資産の減少である営業損失を同項の所得に含めて独立企業間価格を算定しているから違法である。

### 〔原処分庁の主張〕

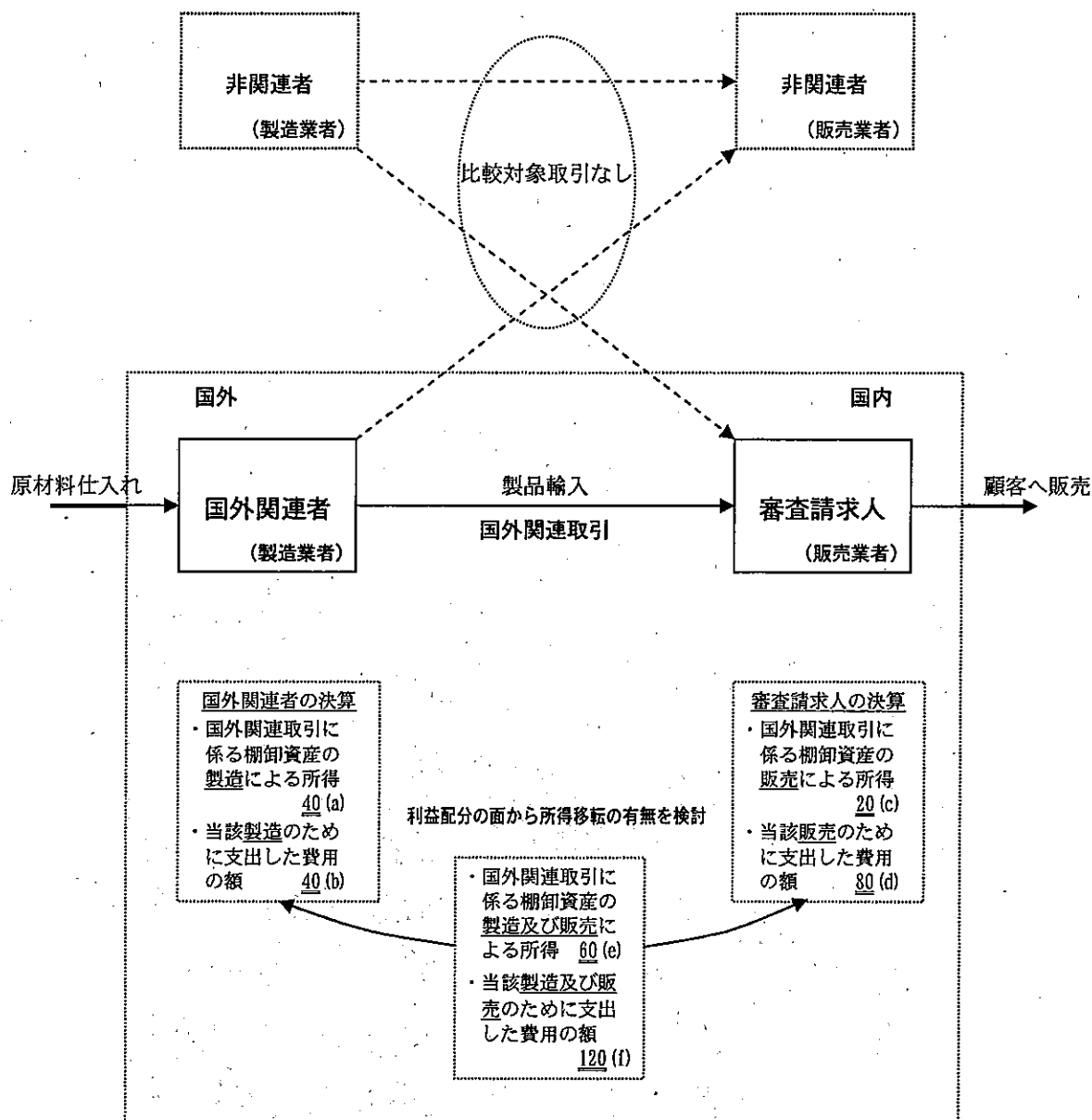
租税特別措置法関係通達66の4(4)－1は利益分割法における分割の対象を営業利益とする旨定めているところ、企業会計上の営業利益には営業損失も含まれる（企業会計原則第二損益計算書原則三《営業利益》F）ことから、当該通達の営業利益には営業損失が含まれる。

### 〔審判所の判断〕

租税特別措置法関係通達66の4(4)－1は、利益分割法において分割の対象とされる租税特別措置法施行令第39条の12第8項第1号に規定する「所得」は、原則として、売上総利益や当期純利益ではなく、事業活動の直接の結果を示す営業利益を用いることが合理的であることを明らかにしたものであって、営業損失を分割の対象から排除すべきか否かについて直接言及したものではない。当該所得とは、本件国外関連取引に参加したすべての関連者に生じた当該取引に係る損益（原則として営業損益）の総和をいうと解するのが相当であり、当

該所得には、営業損失も含まれるというべきであり、請求人の主張は採用できない。

### 移転価格課税参考図



- ① 本件の国外関連取引については比較対象取引を見出すことができず、独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法のいずれも採用できないため、政令で定める方法（利益分割法）を適用して独立企業間価格を算定する（租税特別措置法66の4①②）。
- ② 分割対象利益を各法人の寄与度に応じて配分する。分割ファクターは、各法人において発生した費用の額とした（租税特別措置法施行令39の12⑧（現行39の12⑧-1））。
- ・分割対象利益  $40(a) + 20(c) = 60(e)$
  - ・国外関連者における発生費用  $40(b)$
  - ・審査請求人における発生費用  $80(d)$
  - ・発生費用の総額  $40(b) + 80(d) = 120(f)$
  - ・国外関連者への利益配分  $60(e) \times 40(b) / 120(f) = 20(g)$
  - ・審査請求人への利益配分  $60(e) \times 80(d) / 120(f) = 40$
  - ・国外移転所得金額  $40(a) - 20(g) = 20$

### (3) 相続税（死因贈与による財産取得の有無）事例

#### 〔概要〕

金員の取得原因は死因贈与ではなく贈与によるものであるとして相続税の更正処分を全部取り消した事例（税法の適用の前提となる民法上の契約書の記載事項の解釈が問題となった事例）

#### 〔争点〕

本件贈与証明書には、贈与者AはBに対して、①本日（平成15年6月4日）2,000万円贈与する、②来年1月1日をもって2,000万円を贈与する。なお、年明けまでに万一自分が死亡したときは自動的にBに贈与したものとすると記載されている。贈与者は平成15年6月〇日に死亡し、Bに2,000万円が支払われたが、この2回目の贈与は死因贈与によるものか否か。

#### 〔請求人の主張・原処分庁の主張〕

省略

#### 〔審判所の判断〕

原処分庁は、本件贈与証明書の「3」の記載に基づき2回目の贈与が死因贈与に該当すると解しているが、5,000万円（Bに4,000万円、娘Cに1,000万円）を贈与することについて、その「1」及び「2」の記載において具体的に定められていると認められ、Aが死亡しなくてもBは贈与を受けることができるのであり、また、本件贈与証明書の「3」の記載は、年明けまでにAが死亡した場合に、滞りなく贈与が実行されるよう翌年1月1日の履行時期を待たずしてその履行を早める旨を定めたもので、単に贈与の履行時期の特約に過ぎないものと認められるから、2回目の贈与はAの死亡により効力が生ずる民法第554条の死因贈与に該当しないものと解するのが相当である。

さらに、D弁護士の答述によれば、本件贈与証明書の作成経緯は、AがB

に遺贈したいとする意向から、確実に5,000万円を贈与するため本件贈与証明書を作成することに変更したことが認められ、同証明書は、5,000万円を贈与することについて節税を考慮しその履行の具体的方法が記載されていることからすれば、Aがその作成に当たり、「自分が死んだら贈与する（死ななければ贈与しない。）」という意思表示を示したとは到底認められない。

したがって、Bに対する2回目の贈与について死因贈与と判断して行った原処分は、本件贈与証明書による2回目の贈与についての法的見解を誤ってなされたものであって、その点において違法といわざるを得ない。



## 贈与証明書

私は、Bの会社での誠実な勤務及び親族にかわる献身的な私への介護に対する感謝の気持ちとして、B母子の今後の安泰な生活を願い、金5,000万円を贈与します。

但し、節税のため、以下の方法で贈与します。

- 1 本日、私名義のE銀行F支店の普通預金口座(No. ○○○○)の中の3,000万円を、Bに2,000万円、娘さんのCさんに1,000万円贈与する。

なお、Bが速やかに出金手続をとることを指示した。

- 2 来年1月1日をもって、Bに2,000万円贈与する。

なお、それまでの間はBの名義の口座に移したうえ、その通帳と印鑑はG税理士に保管を依頼した。

- 3 来年の贈与分について、年明けまでに万が一私が死亡したときは、前記保管口座の元利金はすべて自動的にBに贈与したものとする。

平成15年6月4日 H病院にて

B 殿

A 印

以上の書面を読まれたうえ、ご本人が署名されたことを確認します。

平成15年6月5日

公証人K役場

(立会人) G 印 (税理士)

(立会人) J 印 (介護人、所属法人名)

#### (4) 所得税（経済的利益の収入すべき時期）事例

##### 〔概要〕

請求人の勤務するA社（内国法人）が属するグループを支配するB社（外国法人）から、同グループの従業員持株制度に基づき請求人に無償でB社の株式を取得することができる権利（アワード）を付与されたことに基づいて生じる経済的利益の収入すべき時期と所得区分が争われた事例

##### 〔請求人の主張〕

本件アワードを付与されたことに基づいて生じる経済的利益は、請求人が株式の売却申請を行った日に実現するから、当該売却申請を行った日が収入すべき時期である。また、請求人はB社との間に直接雇用又は委任の契約関係はなく、また経済的利益の発生原因は株価上昇によるものであり、請求人の精勤とB社の株価の上昇とは直接関係せず、偶発性を有することから、一時所得に該当する。

##### 〔原処分庁の主張〕

省略

##### 〔審判所の判断〕

本件アワードは、請求人の年間給与金額などに応じてB社から請求人に無償で付与され、条件が満たされると、グループの従業員持株制度の実施と管理を行う諮問委員会が決定する日に権利が確定するとしており、その後はいつでも売却することができ、配当を受ける権利等も請求人に移転するから、本件経済的利益は、本件決定日に権利が具体的に確定したと認めるのが相当である。

また、①本件アワードは請求人がB社傘下のA社の従業員であることから付与されたものであり、②アワードの権利確定はA社の従業員等として一定

期間の勤務をしたことによって可能となり、③本件アワードは請求人に対し付与されたものであり、他人に譲渡することは禁止されていることからすれば、本件アワードの権利確定による利益は、A社の従業員たる地位に基づいて得られる経済的利益であり、請求人が職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であるから給与所得に該当する。